

役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 萌友会(以下「法人」という。)定款第8条の規定に基づき、理事及び監事(以下「役員」という。)並びに評議員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(理事長の業務)

第2条 この規程により報酬を得る理事長の業務は、法人事務局の管理運営業務とする。

(理事の業務)

第3条 この規程により報酬を得る理事の業務は次のとおりとする。

- (1) 法人事務局の運営業務
- (2) その他理事会が特に必要と認める業務

(報酬の額)

第4条 理事長に支給する報酬の額は月額2000円(通勤手当相当額を含む。)とする。

2 理事に支給する報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号 日額2000円(通勤手当相当額を含む。)
- (2) 前条第2号 日額2000円(通勤手当相当額を含む。)

(実費弁償)

第5条 理事会及び評議員会に出席する役員及び評議員に対して、実費として1回につき2000円を弁償することができる。ただし、同一日に理事会及び評議員会の両方に出席する場合は、1回とみなす。

2 監事が定款第11条第1項の規定により監査したときは、前条の規定を準用する。

3 第3条第2号の業務に従事する役員に対して、当該役員が利用する交通機関の運賃相当額を実費として弁償することができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会に諮って定める。

附則

この規程は、平成16年3月1日から施行する。